

論点メモ（案）

(都市自治体とコミュニティの協働による地域運営に関する研究会)

2014年10月

(公財) 日本都市センター研究室

論点1 都市自治体とコミュニティの協働の現状と課題

- ・都市自治体とコミュニティとが協働することの意義
- ・「参加」と「協働」による都市内分権は進展しているか
- ・都市自治体は、コミュニティとの協働により何をめざすのか
 - コミュニティ施策の目的
 - どのような地域のあり方をめざすのか
- ・住民は、都市自治体とコミュニティが協働する必要性をどのようにとらえているのか

論点2 コミュニティを制度の枠内で位置づけることの意義

- ・コミュニティの制度化には、どのようなビジョンが必要か
- ・なぜ、コミュニティを制度の枠内で認定する取組みが広がっているのか
- ・住民は都市自治体の掲げるビジョンを必要としているのか
 - 行政が形を作ることで、住民の主体性が削がれる可能性
- ・コミュニティを制度化する際の単位（小学校区・連合自治会エリアなど）はどのようなものか
 - どういった意図でその単位を決めたのか
- ・コミュニティの制度化以外の方策の可能性
 - コミュニティを制度の枠内で位置づけることの意義
 - コミュニティを支援するための各種施策との違い
- ・コミュニティの制度化の評価軸はどのようなものか
 - 地域活性化の定義
 - 都市自治体のビジョンとの関連
- ・コミュニティの制度の枠組みにどのように住民を組み入れているのか
- ・コミュニティの制度化を地域活性化につなげる仕組み

論点3 コミュニティ活動の持続のための取組み

- ・コミュニティ活動を持続させるための方策

→人口減少時代のコミュニティの維持

- ・既存のエリアとは合致しない活動をしている団体や個人の参画を進めるための取組み

- ・コミュニティを維持するための方策としての法人化

→法人化することで、どういったことが実現されるのか

→法人化によるメリット・デメリット

- ・コミュニティを法人化することで、活動は維持されるのか

- ・コミュニティを法人化するにあたっての法的課題

→地方自治法上に規定された法人格（認可地縁団体、合併特例区）及び他の法人制度との比較

→どのような法人格が、コミュニティ活動の運営に資するのか

→新たな法人制度の提言（伊賀市、名張市、朝来市、雲南市の共同研究）

論点4 地域をつなぐ人材の確保と育成

- ・コミュニティ組織の事務局のあり方

→事務局運営経費の自治体による助成・財源確保

→コミュニティ活動の有償化によるメリット・デメリット

- ・地域活動の中心となる人材の役割をどのように継承していくか

→コミュニティ組織の固定化・硬直化

- ・地域活動の中心となる人材に求められる能力

→リーダーの資質

→コーディネーターの専門性

→コミュニティ組織とリーダーの関係性

- ・地域での人材の発掘と育成に対する都市自治体の役割

→地域における系統的な人材の掘り起こし（人材バンク等）

- ・コミュニティ活動を次世代につなぐための方策

→地域との関わりを知らない若者・子どもをどのようにして地域とつなぐか

→子どもの視点によるコミュニティ活動

→参加や協働についての子どもへの教育

→中高生をターゲットとした動き